平成２２年（フ）第３７５号
大阪市大正区北村２丁目８―10、開始決定時の住所大阪市大正区千島１丁目30番７号
破産者　西尾　朋丈
1　破産債権の届出期間　平成22年９月24日まで
2　一般調査期日　平成22年10月25日午後４時
平成22年８月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１９３号
大阪市鶴見区鶴見１丁目２番17―804号
破産者　有限会社チメイ
1　破産債権の届出期間　平成22年９月30日まで
2　一般調査期日　平成22年11月１日午後３時30分
平成22年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成９年（フ）第１３５５号
大阪市天王寺区上汐３丁目８番26号
破産者　三和園株式会社
1　期日　平成22年９月８日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成22年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成９年（フ）第１３５６号
大阪市中央区東平２丁目５番４号
破産者　カネナカ株式会社
1　期日　平成22年９月８日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成22年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成９年（フ）第１３５７号
大阪市天王寺区上汐３丁目８番26号
破産者　株式会社大正建設
1　期日　平成22年９月８日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成22年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成９年（フ）第１３５８号
大阪市中央区東平２丁目５番４号
破産者　コモド株式会社
1　期日　平成22年９月８日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成22年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１２２号
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲1432番地
破産者　有限会社尾崎建材
1　期日　平成22年10月４日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年８月19日
長崎地方裁判所島原支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第４１６号
香川県高松市庵治町2255番地
破産者　株式会社マルシンオオタ
異議申述期間　平成22年10月19日まで
平成22年８月19日
高松地方裁判所破産・再生係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９５号
福井県あわら市市姫２丁目26番８号
破産者　太子堂正悟
免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
平成22年８月19日
福井地方裁判所民事部破産係

免責決定確定

平成１８年（モ）第１２０２９号
（平成１６年（フ）第４０８６号）
福岡県筑紫野市紫１丁目24番３―101号、破産宣告時の住所福岡県太宰府市朱雀２丁目20番15号
破産者　前園　武幸
1　主文　破産者を免責する。
2　決定確定日　平成22年８月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成１８年（モ）第１２０３１号
（平成１６年（フ）第４０８８号）
福岡県筑紫野市紫１丁目24番３―101号、破産宣告時の住所福岡県太宰府市朱雀２丁目20番15号
破産者　前園　武信
1　主文　破産者を免責する。
2　決定確定日　平成22年８月17日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２８号
札幌市豊平区美園４条８丁目２番23号
清算株式会社　北海道イセイ販売株式会社
代表清算人　久間木國男
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第７号
金沢市長田本町ト75番地１
清算株式会社　株式会社スタッフ東京
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所

監 督 命 令

平成２２年（再）第２０号
大阪府吹田市江の木町６番13号
再生債務者　株式会社ＮＥＳＴＡＧＥ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区難波３丁目７番12号ＧＰ・ＧＡＴＥビル７階　塩路法律事務所　弁護士　塩路　広海
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２１年（再）第１５号
札幌市東区北丘珠５条４丁目４番40号
再生債務者　株式会社ノグチ
主文　平成21年７月31日にした監督命令を取り消す。
平成22年８月17日
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第３号
広島市南区皆実町２丁目６番19号
再生債務者　広島ガス開発株式会社
1　決議に付する計画案　平成22年７月29日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年９月21日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年９月15日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年９月15日
平成22年８月17日
広島地方裁判所民事第４部